

※本書面は令和元年9月26日に既に送付しておりますが、改めてご案内いたします。

資料8

日容包リ発第31-175号  
令和元年9月26日

市町村・一部事務組合

容器包装リサイクル法担当部長 殿

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
代表理事専務 小山 博 敬  
(公 印 省 略)

## 容器包装廃棄物単独収集のお願いについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、容器包装廃棄物の再商品化にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、容器包装廃棄物に対する市町村・一部事務組合の収集・運搬に関しましては、ご高承のとおり、びん・缶、PETボトルなどの異なる素材の容器を一緒に収集・運搬する混合収集と素材ごとに収集・運搬する単独収集を採用されている市町村に大別されます。

更に、混合収集の場合、「びん・缶・PETボトル」の3種混合収集や「びん・缶」や「びん・PETボトル」、「缶・PETボトル」などの組み合わせによる2種混合収集などの分別方法に分けられます。

当協会では、再商品化の実態把握の一環として、市町村・一部事務組合を訪問の上、情報交換をさせていただいておりますが、例えば、「びんとPETボトル」の2種混合収集されている市町村・一部事務組合にその背景をヒアリングすると、この組み合わせではPETボトルがびんの緩衝材になり、びんが割れにくいのでこの分別方法を採用しているとの回答が寄せられるケースが多々あります。

しかしながら、異物混入は再商品化製品の品質を左右する大きな要因であり、特にPETボトルへのガラスの混入は再生処理工程における除去が困難であります。そのため利用製品の製造時に品質面の不具合（再生繊維の切れ、ボトル成形時の割れ、シートの外観不良など）が生じ、利用用途が限定されることがあります。3種混合のケースでは、容器に汚れが付着しやすい、或いは、それぞれの素材の容器の中間処理工程で異物である他素材の選別が十分にできず異物が混入したまま再商品化事業者へ引き渡されているケースが見られるなど、再商品化の支障になっているケースがあります。

また、このような事態は再商品化製品の品質の低下のみならず、歩留まり（再商品化率）の低下や再商品化事業者による再選別費用の発生などコスト面にも悪影響を及ぼします。

当協会では、こうした悪影響を軽減・排除し、円滑な再商品化に向け単独収集を勧奨いたしております。

各地域の諸事情はあろうかと存じますが、混合収集を採用されている市町村・一部事務組合におかれましては、単独収集への切り替えにつき、是非ご検討を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

敬具

(本件お問い合わせ先)

ガラスびん事業部 TEL : 03-5532-8695 PETボトル事業部 TEL : 03-5532-8691